

バックエンド事業に対する制度・措置について

平成17年7月

1. 法律による措置

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」が本年5月に成立。本年10月1日に本格施行。

(1) 積立金の資金管理法への積立ての義務付け

届出

原子炉設置者及び再処理事業者等は、毎年度、再処理等の実施計画等を経済産業大臣に届け出なければならない。

具体的には、各原子炉設置者ごとに、以下の事項等を届出。

- ・再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の量
- ・再処理等に要する費用の将来展開

積立額の算定と通知

経済産業大臣は、届出のあった事項等を踏まえ、毎年度、積立額を算定し、原子炉設置者に通知。

具体的には、各原子炉設置者ごとに、再処理等に要する費用として今後積み立てるべき額の総額を基に、各年度における使用済燃料の発生の状況を踏まえてその年度の積立額を算定。

積立て

原子炉設置者は、毎年度、経済産業大臣から通知を受けた額を資金管理法に積み立てなければならない。

既発電分の再処理等に要する費用については、経過措置として15年に分割し、上記の積立てに併せて積立て。

(2) 積立金の資金管理法からの取戻し

原子炉設置者は、再処理等の実施に要する費用に充てるため、経済産業大臣の承認を受けた取戻しに関する計画に従って、積立金を取り戻すことができる。

当該計画を承認する際には、経済産業大臣は、積立金の算定の基礎とした事項と整合性のとれたものであること等を確認。

(3) 資金管理人

指定

経済産業大臣は、申請により、全国を通じて一個に限り、営利を目的としない法人を積立金管理を行う資金管理人として指定。

監督

経済産業大臣は、資金管理人が作成する資金管理業務規程の認可、監督命令、立入検査等を通じて、資金管理人の積立金管理業務を監督。

再処理等に要する費用の支出確認

資金管理人は、取り戻された金額が確実に再処理等に要する費用に支出されることを確認。

2. 税制による措置

平成17年度税制改正において、外部積立方式の新たな「使用済燃料再処理準備金制度」を創設。これを含む所得税法等の一部を改正する法律が本年3月に成立。

(1) 新制度の概要

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律」に基づき、原子炉設置者（電気事業者）が外部の資金管理人に積み立てる積立額を損金経理の方法により準備金として積み立てたときは、損金算入を認める。また、同法の規定に基づき、取戻しに関する計画に従って積立金の取戻しをしたときは、その額を益金に算入する。

旧制度の準備金については、15年以内の期間で取り崩し、同法律に基づき、外部の資金管理人に積み立てられ、新たな準備金に吸収される。

(2) 準備金の対象となる費用の拡大

法律により規定されている「再処理等に要する費用」が税制措置の対象となり、これまで準備金制度の対象となっていた再処理操業本体費用及び高レベル放射性廃棄物のガラス固化費用に、次のような費用が追加される。

ガラス固化体貯蔵
返還廃棄物管理
TRU廃棄物の処分
再処理施設の廃止 等

3. 料金による措置

「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」等の関係規定を新法の本年10月1日日本格施行に向けて改正予定。

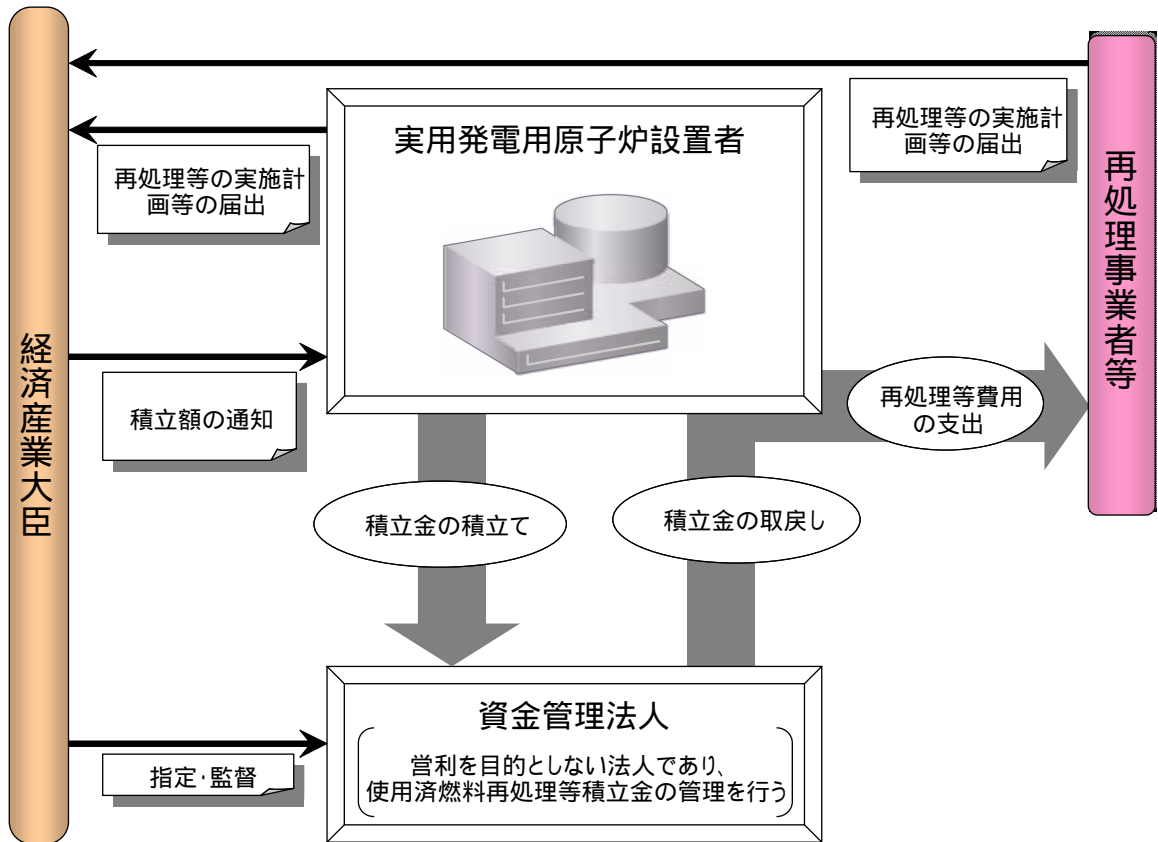
(1) 既発電分の再処理等に要する費用を電気料金として回収するための託送の仕組みの整備

- ・既発電分の再処理等に要する費用については、発電コストの一部をなすものであるが、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で電気料金として回収するため、当該費用を託送関連コストに組み込むための一般電気事業託送供給約款料金算定規則等改正を予定。

(2) 再処理等に要する費用を引当金として積み立てる仕組みの整備

- ・再処理等に要する費用については、電気事業者に適正な会計整理を義務付けるため、積立金の積立ての義務付けと同様に、当該費用を引当金として積み立てるための電気事業会計規則等改正を予定。

【参考1】 法律のスキーム概要



(1) 積立金の資金管理人への積立ての義務付け

届出

原子炉設置者及び再処理事業者等は、毎年度、再処理等の実施計画等を経済産業大臣に届け出なければならない。

積立額の算定と通知

経済産業大臣は、届出のあった事項等を踏まえ、毎年度、積立額を算定し、原子炉設置者に通知。

積立て

原子炉設置者は、毎年度、経済産業大臣から通知を受けた額を資金管理人に積み立てなければならない。

(2) 積立金の資金管理人からの取戻し

取戻し

原子炉設置者は、再処理等の実施に要する費用に充てるため、経済産業大臣の承認を受けた取戻しに関する計画に従って、積立金を取り戻すことができる。

(3) 資金管理人

指定

経済産業大臣は、申請により、全国を通じて一個に限り、営利を目的としない法人を積立金管理を行う資金管理人として指定。

監督

経済産業大臣は、資金管理人が作成する資金管理業務規定の認可、監督命令、立入検査等を通じて、資金管理人の積立金管理業務を監督。

再処理等に要する費用の支出確認

資金管理人は、取り戻された金額が確実に再処理等に要する費用に支出されることを確認。

【参考2】 税制のスキーム概要

(1) 対象費用の拡大

【現行制度】

- ・再処理操業本体費用
- ・高レベル放射性廃棄物のガラス固化費用



【拡大後】

- 現行の対象費用に次のような費用を追加
- ・ガラス固化体貯蔵
 - ・返還廃棄物管理
 - ・TRU廃棄物の処分
 - ・再処理施設の廃止
- 等

再処理等費用の金額は次の通り。今後40～70年超の期間において支出

現行準備金対象	7.5兆円	税制対象
新たに準備金の対象として要望するもの	5.1兆円	
「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく「拠出金」の対象	2.6兆円	
中間貯蔵など当期費用として整理するもの	3.7兆円	
計	約18.8兆円	

(2) 積立方式の変更

【現行制度】

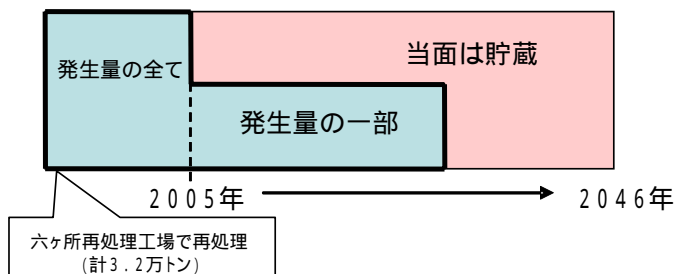
発生した使用済燃料全量についての積立て



【改正後】

発生した使用済燃料のうち、当面は、合理的な費用見積もりが可能な六ヶ所再処理工場分に対応した金額を積立て

積立対象となる使用済燃料のイメージ



(3) 積立先の変更

【現行制度】

電力会社が引当金として内部で積立て



【改正後】

外部の法人に積立

（引当済の現行使用済核燃料再処理準備金については、15年以内の期間において新たな準備金として積み立て替え）

【参考3】中間報告（平成16年8月）との関係

中間報告における指摘事項	講ぜられる措置
<p>コスト等小委において見積もられた将来費用について、引当金という形で、電気事業者が受益者負担の原則の下、予め少しずつ積み立てる仕組みを整備することが必要。</p> <p>再処理のスケジュール、コスト構造が明らかになったことを踏まえ、再処理する予定のある使用済燃料の発生量に対応した積立単価を算出するなどの公平性・客観性を考慮した仕組みが必要。</p>	<p>< 法律による措置 > 経済産業大臣は、原子炉設置者（電気事業者）が届け出る再処理等の実施に関する計画等を踏まえ、将来の再処理等費用や使用済燃料の発生状況等を基礎として毎年度の積立額を算定し、原子炉設置者に通知。原子炉設置者は通知を受けた額を資金管理法に積立て。</p> <p>< 税制による措置 > 資金管理法への積立額は税制上損金算入が認められる。</p> <p>< 料金上の手当て > 資金管理法への積立相当額は、電気事業会計規則上の引当金としても積立て。</p>
<p>措置の対象とすべき費目は、既に引当金制度の対象となっていた再処理事業等の一部以外にも、再処理工場の廃止措置費用、TRU廃棄物処理処分費用、使用済燃料中間貯蔵費用以外の貯蔵費用及び国内の再処理施設等からの輸送費用などを新たな引当金制度の対象とする。</p>	<p>< 法律による措置 > 積立ての義務付け対象となる「再処理等」として、法令上、左記に該当する行為を定義。</p> <p>< 税制による措置 > 準備金対象費用を上記の「再処理等」に要する費用に拡大。</p>
<p>今回の措置の対象となった費目について、既発電分から生じる費用については、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で、託送の仕組みを利用して、電気料金として回収。</p>	<p>< 法律による措置 > 法律の施行の際に既に生じている使用済燃料の再処理等に要する費用は、経過措置として15年間で分割して資金管理法に積立て。</p> <p>< 税制による措置 > 「既発電分」に係る再処理等費用の積立ても準備金の対象となるよう措置。</p>

	<p>< 料金による措置 > 左記の「既発電分」の再処理等に要する費用については、託送の仕組みを利用した料金回収を可能とするため「託送関連コスト」に組み込む。</p>
<p>既存の使用済核燃料再処理引当金についても、新しい制度の枠組みと整合させ、一本化を図ることが適当。</p>	<p>< 税制による措置 > 廃止する使用済核燃料再処理準備金については15年以内の期間で取崩し。</p> <p>< 法律による措置 > 上記の取り崩し額は、既発電分に係る経過措置として15年以内の期間に資金管理法人に積立て。</p>
<p>今回の措置に伴う積立金の管理・運営については、透明性・安全性という点を重視し、内部留保という形ではなく、外部への積立てという形が適当。</p>	<p>< 法律による措置 > 経済産業大臣は、全国を通じて一個に限り、積立金管理を行う資金管理法人の指定を行い、当該法人による資金管理業務を監督。</p> <p>< 税制による措置 > 外部積立方式の新たな使用済核燃料再処理準備金制度を創設。</p>
<p>一種の独占企業といえる日本原燃(株)の料金などについては、情報公開や公的チェックが必要。</p>	<p>< 法律による措置 > 積立金の額の算定に必要となる再処理施設の再処理能力及び稼働状況、再処理等に要する費用等について、再処理事業者である日本原燃に届出を義務付け。 積立金を取り戻そうとするときは、取戻しに関する計画を作成し経済産業大臣の承認を受ける。 資金管理法人は、取り戻された積立金が確実に再処理等に要する費用に支出されることを確認。</p>